

参考資料

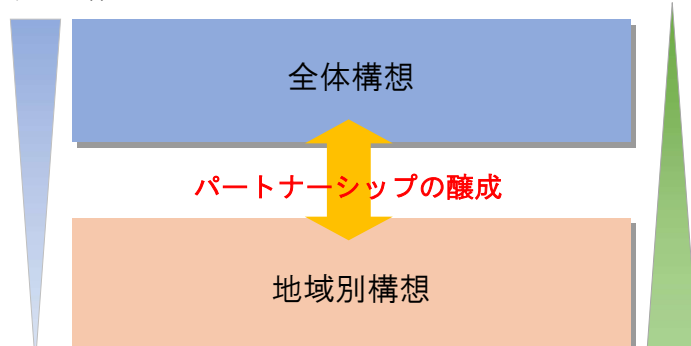
(1) 策定体制

宇陀市都市計画マスタープランは、「策定委員会」と「検討部会」が中心となって計画づくりを行いました。また、策定途中の段階で適宜、宇陀市都市計画審議会に対して報告し、意見・助言を求めました。

都市計画マスタープラン策定のための体制や市民参加手法には決められたものではありませんが、これからのまちづくりは行政だけで進めることは困難であり、計画づくりの段階から市民の意見を取り入れた、行政と市民の役割分担のもとでのまちづくりが求められています。

このため、都市計画マスタープラン策定にあたっては、市民の意見を広く収集するために地域別まちづくり懇談会等を実施するなど、市民とのパートナーシップの醸成や継続的な取り組みを期待できる協働の策定体制を構築しました。

行政が主体



地域（市民等）が参画

図 市民と行政の協働イメージ

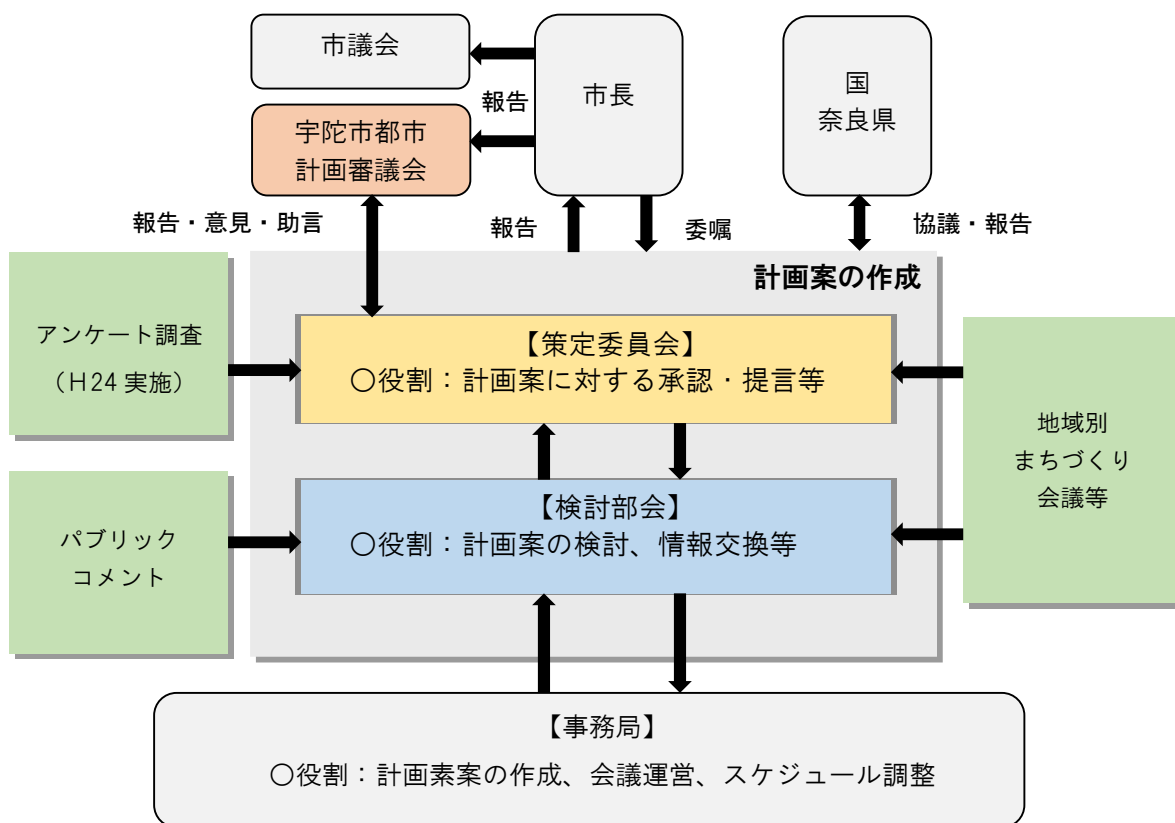


図 策定体制

【策定委員会】

区 分	職 名
委員長	副市長
委 員	総務部長
委 員	危機管理監
委 員	企画財政部長
委 員	市民環境部長
委 員	健康福祉部長
委 員	農林商工部長
委 員	建設部長
委 員	市立病院事務局長
委 員	水道局長
委 員	教育委員会事務局長
委 員	介護老人保健施設さんとおびあ榛原事務長
委 員	大宇陀地域事務所長
委 員	菟田野地域事務所長
委 員	室生地域事務所長

(2) 策定経緯

本計画は、案の作成を庁内の横断的な組織で構成する庁内検討部会で行い、案に対する承認や提言を策定委員会で行うことを通じて策定しました。また、地域別まちづくりワークショップやパブリックコメントなどを通じて市民の意向を踏まえた計画づくりを行いました。

【策定委員会の開催等】

年月日	会議名等	会議開催の趣旨等
平成 27 年 8 月 17 日	第 1 回策定委員会	委員会趣旨・工程・庁内検討部会の設置
平成 27 年 10 月 29 日	第 1 回検討部会	部会趣旨・工程・都市づくりの課題
平成 27 年 11 月 9 日	第 2 回検討部会	基本理念と目標
平成 27 年 11 月 25 日	第 2 回策定委員会	都市づくりの課題、基本理念と目標
平成 28 年 1 月 29 日	第 3 回検討部会	全体構想（案）
平成 28 年 2 月 9 日	第 3 回策定委員会	全体構想（案）
平成 28 年 5 月 20 日	第 1 回都市計画審議会	中間報告：全体構想（案）
平成 28 年 6 月 22 日	地域別ワークショップ	大宇陀地域（21 名、中央公民館）
平成 28 年 6 月 23 日	地域別ワークショップ	榛原地域（15 名、宇陀市役所）
平成 28 年 6 月 28 日	地域別ワークショップ	菟田野地域（24 名、菟田野地域事務所）
平成 28 年 6 月 29 日	地域別ワークショップ	室生地域（27 名、室生振興センター）
平成 28 年 8 月 22 日	第 4 回検討部会	地域区分、地域別構想（案、大宇陀・榛原地域）
平成 28 年 8 月 29 日	第 4 回策定委員会	地域区分、地域別構想（案、大宇陀・榛原地域）
平成 28 年 11 月 11 日	第 5 回検討部会	地域別構想（案、菟田野・室生地域）、実現化方策
平成 28 年 11 月 25 日	第 5 回策定委員会	地域別構想（案、菟田野・室生地域）、実現化方策
平成 29 年 1 月 17 日	第 6 回検討部会	都市計画マスタープラン（案）の確認
平成 29 年 1 月 24 日	第 6 回策定委員会	都市計画マスタープラン（案）の確認
平成 29 年 1 月 26 日	パブリックコメント	都市計画マスタープラン（案）の縦覧
平成 29 年 2 月 17 日	第 7 回策定委員会	都市計画マスタープラン（案）の最終確認
平成 29 年 2 月 22 日	第 2 回都市計画審議会	都市計画マスタープラン（案）の報告



(3) 宇陀市都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱

宇陀市訓令第17号

各部課室

宇陀市都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱を次のように定める。

平成27年7月31日

宇陀市長 竹内幹郎

宇陀市都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2に基づく都市計画に関する基本的な方針（以下「都市計画マスタープラン」という。）を策定するため、宇陀市都市計画マスタープラン策定委員会（以下「策定委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 都市計画マスタープランの策定に係る事項の調査、調整及び検討に関すること。
- (2) その他都市計画マスタープランの策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員長及び委員をもって組織し、別表に定める者をもって充てる。

(任期)

第4条 委員の任期は、都市計画マスタープランの策定が完了するときまでとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員長は、策定委員会を総括する。

- 2 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員長は、必要に応じて会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(検討部会)

第7条 委員長は、都市計画マスタープランの策定に係る専門的な内容の調査のため、必要に応じて策定委員会に検討部会を置くことができる。

2 検討部会は、部会長及び部員をもって組織する。

3 部会長は、建設部長をもって充てる。

4 部員は、委員長が指名する職員をもって充てる。

(庶務)

第8条 策定委員会の庶務は、建設部まちづくり推進課において処理する。

(その他)

第9条 この訓令に定めるもののほか、策定委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成27年8月1日から施行する。

(注) 語尾表現について

本計画は、宇陀市が作成していますが、内容については国や奈良県その他、民間が主体となって進めていくべき事項も記述しています。このため、各方針の語尾は、「誰が主体となって実現していくのか」また、「どれくらい実現に向け進んでいるのか」がわかるように、以下の区分のように表現を統一します。

実現に向けての進捗状況	主体		
	国・奈良県	宇陀市	民間
既に実施しており、今後も継続していくもの	～実施していきます。 ～行っていきます。		～支援します。
今後、確実に実現していくもの	～促進します。	～推進します。	
実現に向け、今後調整をしていくもの	～要望します。	～努めます。	
国・県、市、民間が互いに協力しながら実現していくもの	～進めます。～図ります。～検討します。		



建設部 まちづくり推進課

〒633-0292

奈良県宇陀市榛原下井足 17 番地の 3

Tel 0745-82-5624

Fax 0745-82-8211